

令和5年10月1日

令和6年度の入札制度について(お知らせ)
(「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」(写し)の提出)

羽曳野市総務部契約検査課

令和6年度の入札制度について、次のとおり実施します。
羽曳野市内・準市内業者様におかれましては周知徹底下さいますようお願いいたします。

【お知らせ事項】

羽曳野市内・準市内業者様を対象に、直近の経営事項審査の結果を反映して令和6年度等級別区分(ランク)の見直しを行います。直近の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」(写し)を下記により提出して下さい。

記

対 象 令和5・6年度の建設工事競争入札参加資格審査申請書提出において、
羽曳野市内、準市内業者の登録を受けている業者
(市外業者の登録を受けている業者は対象外です。)

提出期間・方法

次のいずれかの方法で契約検査課へ提出して下さい。
提出期間を過ぎたものは一切受付を行いませんのでご留意下さい。

【郵送等による提出】

令和6年1月9日(火)から令和6年1月31日(水)まで
受付期間内の消印(宅配便の場合は配達依頼日)のあるものに限り有効です。

【持参による提出】

令和6年1月9日(火)から令和6年1月31日(水)(土・日・祝日を除く)の午前9時00分から午後5時30分まで

注意事項 ○「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」(写し)は審査基準日から1年7カ月が有効期限です。提出時点の直近のものを提出して下さい。
○提出期間に提出されない場合は、令和6年度の希望業種の格付けは行わず格付けなし(入札や見積徴取への参加不可)とします。

その他 令和6年度のランクは、令和6年4月1日以降、本市ウェブサイトの建設工事競争入札参加有資格業者名簿により確認して下さい。

配水管布設等工事の入札参加資格について

項目	令和4年度まで（令和5年3月31日）		令和5年度以降（令和5年4月1日～）
希望工事の種類	管工事	土木一式工事	水道施設工事
建設業許可	管工事	土木一式工事	水道施設工事
経営事項審査	管工事	土木一式工事	管工事又は水道施設工事 (令和7年度以降は水道施設工事業を必須とする予定) (市外業者は令和5年度から水道施設工事が必須)
等級別区分	管工事	土木一式工事	水道施設工事（令和5年度より新設※） 管工事又は水道施設工事のうちいずれか高い方の総合評定値(P)で等級区分(ランク)の格付け。 (令和7年度以降は水道施設工事の総合評定値で格付け予定) (市外業者は令和5年度から水道施設工事の総合評定値で格付け)
給水装置工事	羽曳野市指定給水装置工事業業者であること。		
(参考) 配置技術者	【監理技術者】 ○管工事業 【主任技術者】 ○一級又は二級管工事施工管理技士 ○建設業法で規定する管工事業の技術士（対象の部門及び選択科目） ○水道法の規定による給水装置工事主任技術者（実務経験一年以上） ○職業能力開発促進法の規定による技能検定合格者（等級区分及び合格時点により実務経験一年又は三年以上）	【監理技術者】 ○土木工事業 【主任技術者】 ○一級又は二級建設機械施工技士 ○一級又は二級土木施工管理技士 ○建設業法で規定する土木工事業の技術士（対象の部門及び選択科目）	【監理技術者】 ○水道施設工事業 【主任技術者】 ○一級又は二級土木施工管理技士 ○建設業法で規定する水道施設工事業の技術士（対象の部門及び選択科目）

	<p>○建築士法に規定する建築設備士(実務経験一年以上)</p> <p>【実務経験者】</p> <p>○建設業法で規定する管工事業の実務経験</p>	<p>【実務経験者】</p> <p>○建設業法で規定する土木工事業の実務経験者</p>	<p>【実務経験者】</p> <p>○建設業法で規定する水道施設工事業の実務経験者 (別添「令和 5 年度以降に発注する配水管布設等工事の水道施設工事に配置する実務経験による技術者の登録要件について(お知らせ)」を参照ください。)</p>
--	---	--	--

※別添「令和 5 年度以降における配水管布設等工事の発注業種変更に伴う等級別区分表の新設について(お知らせ)」を参照ください。